

議案第15号

大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 第1条の「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項及び</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 第1条の「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項</p>

第23条第2項を除き、以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 (略)

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項\_\_\_\_\_において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

\_\_\_\_\_を除き、以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 (略)

2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び第23条において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(新設)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 (略)

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。次項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第21条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第23条 (略)

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期

\_\_\_\_\_の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 (略)

(新設)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。